



武豊町一般不妊治療費等 助成制度を紹介します

▶ 問合せ 保健センター ☎ 72-2500

町では、不妊検査・不妊治療を受けているご夫婦の、経済的な負担の軽減をはかるために、治療等に要する経費の一部を助成します。

対象となる検査・治療

不妊検査・不妊治療

(体外受精および顕微授精等の特定不妊治療は除く)

対象となる人

次の条件のすべてを満たすご夫婦

1. 婚姻の届出をした夫婦
2. 助成金の申請時に夫妻のいずれか一方または両方が武豊町に住民登録をしていること
3. 医療保険各法による被保険者または被扶養者

助成金額

限度額：5万円／年度

- ・1夫婦につき、年度（3月診療分から翌年2月診療分）ごとに、不妊検査・不妊治療に要した費用の合計を助成します
- ・1夫婦につき、合計5年度分まで助成します

申請手続

助成金の申請は年度に1回

- ・年度内（3月診療分から翌年2月診療分）に要した治療費等について、当該年度の3月10日までに申請してください。ただし、検査・治療を終了し、継続する予定のない場合等は随時申請をしてください
- ・申請は夫婦のうち、どちらか一方でまとめて申請してください

申請に必要なもの

1. 不妊治療費等助成金交付申請書【様式第1号】
2. 不妊治療費等助成事業受診等証明書【様式第2号】
3. 不妊治療等に要した費用の領収書（原本）
4. a 住民票 b 戸籍謄本
c 夫と妻の各々の所得証明書
(所得証明書は1月1日現在に居住していた市町村で発行されます)
※ a～cの書類は、不妊治療費等助成事業に関する同意書(様式第3号)を提出していただくことで代えることができます。ただし、次に該当する場合は当該書類を必ず添付してください
①本籍地が武豊町以外の人：戸籍謄本（提出を省略できる場合があります）
②1月1日現在に武豊町に居住していない人：所得証明書
5. 印鑑・健康保険証

※様式第1～3号は保健センターで受取り、または町ホームページからダウンロードできます

その他

- ・町では、助成要件に所得制限を設けていません。ただし、本事業は愛知県の補助制度（所得制限有り）を受けて実施するため、所得確認をさせていただきます
- ・体外受精、顕微授精等の特定不妊治療については、愛知県が助成制度を実施しています。詳細は、半田保健所(☎ 21-3341)へご相談ください

申請先 保健センター (8:30～17:00)

※休館日(土・日・祝日、年末年始(12/28～1/4))は除く

